

副市長（井田正一君）

おはようございます。

指定管理者制度の現状と課題についてお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、平成18年から制度を導入いたしております。平成26年1月現在、指定管理者施設数は208施設になっておりまして、市全体の施設が743でございますので、3割弱に該当いたします。

指定管理者制度には、大きく分けて3つのタイプがあります。1つは、公益性が高く、徴収した料金が市の歳入となる使用料金制の体育施設、あるいは福祉施設などございまして、92施設でございます。2つ目は、収益性が高く、料金や自主事業による収益が指定管理者の収入となる利用料金制のものでございまして、観光施設、あるいは市民温泉などが該当いたしますが、45施設となっております。3つ目は使用が町内会、あるいは特定の団体に限られるという、料金の規定のない集会所等ございまして、これが71施設という状況でございます。

これらの全ての施設につきましては、指定管理期間全体の基本協定をまず締結いたします。それぞれの年においては、年度協定というものを結びまして、指定管理をお願いしているというものでございます。

課題といたしましては、利用者増加のための新たな方策をどういうふう to 構築するか、あるいは効率的な管理や利用者サービスの向上をどのように図るか、こういった点が課題であろうかというふう to 考えております。